

島本町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

1・目的

島本町住宅・建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般住民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、島本町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、島本町住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、島本町住宅・建築物耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

	令和8年度取組内容	令和8年度目標
計 画	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施 ii)住宅の補強設計費・耐震改修費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 旧耐震木造住宅の所在を把握 ➢ 自治会等の地域組織を通じた住宅所有者への自治会回覧による耐震改修実施の間接的な働きかけ ii)耐震診断実施者に対する耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により、耐震改修を促進 ➢ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等 ※府内全域で実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施 <p>IV)住民への周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震改修の必要性の周知を実施 ➢ 住民を対象に説明会・セミナー・展示等を年1回以上実施 ➢ リーフレットによる制度概要等の周知を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅に対する耐震診断費補助戸数：15戸 ➢ 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：4戸
	前年度までの実績	<p>住宅に対する補助戸数実績【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断：10戸 ➢ 改修設計：1戸 ➢ 改修工事：1戸 ➢ 除却工事：2戸 ➢ ブロック塀等撤去：4件 <p>【令和元～6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断：40戸・1棟(非木造) ➢ 改修設計：3戸 ➢ 改修工事：10戸 ➢ 除却工事：22戸 ➢ ブロック塀等撤去：62件
自 己 評 価	前年度(令和7年度)の取組実績	前年度(令和7年度)の課題
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大沢・尺代・山崎・江川・高浜地区を中心に1,169戸の戸別訪問を実施 ➢ 自治会長連絡協議会を通じて、耐震改修リーフレットの回覧など、補助事業の制度周知を実施 ➢ 住民を対象に役場庁舎などで展示を2回実施(シェルター模型等) ➢ 防災イベントにおいて、参加者へのリーフレット配布及び「ぶるるくん」の体験による普及啓発。 ➢ 町広報誌(年3回：6・9・11月)、ホームページ等での補助制度の周知(通年) 	<p>今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p> <p>改善策</p> <p>防災イベント等における自治会等と連携した普及啓発や、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。</p>

島本町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

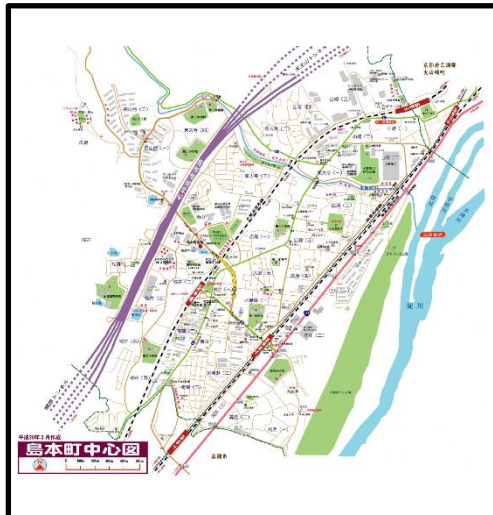
2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：島本町 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(戸別訪問・DM等実施地区)
令和元年：青葉地区実施
令和2年：東大寺地区実施
令和3年：桜井・桜井台・若山台地区実施
令和4年：水無瀬地区実施
令和5年：広瀬地区実施
令和6年：広瀬地区実施
令和7年：大沢・尺代・山崎・江川・高浜地区実施
令和8年：旧耐震木造住宅の所在を把握

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和8年度（8年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
AP作成	■								
戸別訪問等		普及啓発等							

4・戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で戸別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報誌・ホームページ等による周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに町のホームページにて公表する。